

消費税法改正に伴う電気料金のご請求金額変更

・電気料金の変更内容について

電気料金には、消費税等相当額が含まれております。消費税法改正に伴い、改正後の消費税を反映した料金に変更させていただきます。なお、消費税相当額以外の料金の変更はございません。

* 定額プラン（低圧）におきましては、消費税法改正後も価格を据え置き、現行料金と同額とさせていただきます。

* ご請求金額変更のイメージ

変更前	電気料金（税抜）	消費税相当額 (8%)
		消費税法改正を反映
変更後	電気料金（税抜）	消費税相当額 (10%)

* 定額プラン（低圧）の場合のご請求金額変更のイメージ

変更前	電気料金（税抜）	消費税相当額 (8%)
		消費税法改正を反映
変更後	電気料金（税抜）	消費税相当額 (10%)

* 消費税法改正後も金額変更はございません

・電気料金の変更時期について

10月1日以降に検針開始となる月の電気料金から変更となります。

（9月30日以前に検針開始となり、10月中に検針日を迎える月の電気料金は旧税率が適用となります。）

